

広島市条例第20号

令和8年3月27日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第6条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）
につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額

をいう。以下同じ。)

- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第6条の3中「第4項」を「第5項」に、「又は第5項」を「又は第6項」に改め、同条第1号イ中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の右に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同条第2号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第10条第1項第3号ア中「イ及び第10条の6の5第1項第3号において」及び「ウ及び同号において」を「以下」に改める。

第10条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第10条の6の2中「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第10条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第10条の7中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第11条を次のように改める。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第11条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第1

4条第5項、第14条の3第4項において準用する同条第1項又は同条第8項において準用する同条第5項、第14条の4第5項において準用する同条第1項又は同条第10項において準用する同条第6項及び第14条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第14条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に

要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第11条の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第11条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第11条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第

5項第4号ただし書の規定により当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の直前の3箇年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第11条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の直前の3箇年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を当該年度の直前の3箇年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位

未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第11条の5 第11条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第13条第1項中「基礎賦課額若しくは」を「基礎賦課額、」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」の右に「若しくは第11条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「又は第10条の6の3の世帯別平等割額」を「、第10条の6の3の世帯別平等割額又は第11条の2の世帯別平等割額」に改め、「同条第1項各号に定める額」の右に「、同条第5項各号に定める額、第14条の3第1項に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項に定める額、同条第5項に定める額若しくは同条第7項若しくは第8項において準用する同条第5項に定める額、第14条の4第1項各号に定める額若しくは同条第3項から第5項までの規定において準用する同条第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは同条第8項から第10項までの規定により準用する同条第6項各号に定める額若しくは第14条の5第1項に定める額」を加え、同条第2項中「基礎賦課額若しくは」を「基礎賦課額、」に、「若しくは第10条の8の介護納付金賦課額」を「、第10条の8の介護納付金賦課額若しくは第11条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、「同条第1項各号に定める額」の右に「、同条第5項各号に定める額、第

14条の3第1項に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項に定める額、同条第5項に定める額若しくは同条第7項若しくは第8項において準用する同条第5項に定める額、第14条の4第1項各号に定める額若しくは同条第3項から第5項までの規定において準用する同条第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは同条第8項から第10項までの規定により準用する同条第6項各号に定める額若しくは第14条の5第1項に定める額」を加える。

第14条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第29条の7第5項第1号」を「第29条の7第6項第1号」に改め、「この項」の右に「及び第5項」を、「第3号」の右に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ど

も・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に令第29条の7第6項第3号ロの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被

保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に令第29条の7第6項第3号ハの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得

た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第11条の4第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第14条の2中「及び前条第1項」の右に「（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第14条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「の規定に基づき算定した額から」を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「の規定に基づき算定した額から、」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第11条の4第1項第2号」と、第2項中「第10条第3

項」とあるのは「第11条の4第3項」と読み替えるものとする。

第14条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「第14条第1項の」とあるのは「第14条第5項の」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第11条の4第1項第2号」と、「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条第5項第1号」と、第6項中「第10条第3項」とあるのは「第11条の4第3項」と読み替えるものとする。

第14条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「(第5項)」を「(第6項)」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「の規定に基づき算定した額」を削り、同条第4項中「第5項」を「第6項」に、「第8項」を「第9項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「の規定に基づき算定した額」を削り、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

について準用する。この場合において、第1項中「(第6項」とあるのは「(第10項において準用する第6項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第7条」とあるのは「第11条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第8条」とあるのは「第11条の3」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第11条の4第1項第2号及び第3号」と、第2項中「第10条第3項」とあるのは「第11条の4第3項」と読み替えるものとする。

第14条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第14条第1項の」とあるのは「第14条第5項の」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第7条」とあるのは「第11条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第8条」とあるのは「第11条の4」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第11条の4第1項第2号及び第3号」と、「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条第5項第1号」と、第7項中「第10条第3項」とあるのは「第11条の4第3項」と読み替えるものとする。

第14条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第14条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の

子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第14条第5項、第14条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第11条の4第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第21条の3第4項中「第32条の10の2第2号」を「第32条の10の3第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2、第10条の6、第11条から第11条の5まで及び第13条から第14条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。